

## 規制の事前評価書

法令（案）の名称	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（廃棄物の処理及び清掃に関する法律部分）
規制の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可に係る入口規制</li> <li>・ 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可に係る入口規制</li> <li>・ 許可の変更等</li> <li>・ 許可の取消し</li> <li>・ 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の譲受け等</li> <li>・ 合併及び分割</li> </ul>
規制の区分	新設・改正（拡充・ <u>緩和</u> ）・廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課（課長：瀬川） 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課（課長：成田）
評価実施時期	平成 30 年 2 月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### （1）規制の目的

一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業（以下「廃棄物処理業」という）の許可や、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設（以下「廃棄物処理施設」という）の許可は、廃棄物処理業及び一定の廃棄物処理施設を許可制とし、必要な規制を加えることにより、廃棄物の適正な処理を行わせ、ひいては生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るという目的の下に設けられているもの。現在、この廃棄物処理業の許可等の欠格条項として、いくつかの要件を設けているが、そのうちの一つとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき一般廃棄物及び産業廃棄物の処理等を行う者の信頼性を確保し、一般廃棄物及び産業廃棄物の適正な処理等を図るため、従前、成年被後見人及び被保佐人を欠格事由としてきたものである。

一方、このような成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっていると指摘されており、本改正を行わない場合、その状況が続くこととなる。

## (2) 規制（法改正）の内容

今回、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく成年被後見人等に係る欠格事由の見直しにより、廃棄物処理業の許可等の制度自体は見直さないものの、欠格事由から成年被後見人及び被保佐人を削除する。

併せて、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定）を新設する。

## (3) 規制（法改正）の必要性

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条第 2 号において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

これを踏まえ、廃棄物処理業の許可等の制度における成年被後見人等に係る欠格条項についても、内閣府成年後見制度利用促進委員会において議論が行われており、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成 29 年 12 月 1 日第 9 回内閣府成年後見制度利用促進委員会）において見直すこととされている。

## 2 想定される代替案

今回の改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律、成年後見制度利用促進基本計画及び「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」に示された方針に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項の見直しを行うものであり、当該欠格事由を削除し、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定）を新設）する以外の方法は想定でき

ない。

以上より、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。

### 3 規制の費用・効果（便益）

#### （1）費用

##### ① 遵守費用

<本対策案>

申請者等が、心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断するために必要な情報を提供するための費用が生じ得る。

<代替案>

—

##### ② 行政費用

<本対策案>

本改正においては、成年被後見人又は被保佐人であることを欠格事由とする現行法と比較して行政手続上大きな変更はない予定であり、行政費用の増加は見込まれない。

<代替案>

—

##### ③ 副次的な影響及び波及的な影響

<本対策案>

特段想定されない。

<代替案>

—

#### （2）効果（便益）

<本対策案>

当該規制において、成年被後見人及び被保佐人の欠格条項を削除し、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定）が設置されるため、今後は、成年被後見人及び被保佐人とい

う理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人及び被保佐人の人権の尊重、成年被後見人又は被保佐人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。

<代替案>

—

#### 4 政策評価の結果（費用と効果（便益）との関係等）

本改正案の結果として、遵守費用が一定程度発生する。しかし、当該欠格条項の見直しにより、成年被後見人及び被保佐人を廃棄物処理業の許可等から一律に排除することがなくなり、法の目的である成年被後見人及び被保佐人の人権の尊重、成年被後見人又は被保佐人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が可能となることに鑑みれば、本対策案により得られる効果（人権問題の解消※）が非常に大きいのに対し、必要な費用は社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。

※ 成年被後見人等に係る欠格条項をめぐる訴訟も提起されている状況。

#### 5 その他関連事項

成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成 29 年 12 月 1 日）。

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて  
（議論の整理）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年

9月11日、9月27日、12月1日の3回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりまとめた。内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

## 6 事後評価の実施時期等

### (1) 事後評価の実施時期

「見直し周期」について、政策評価のガイドラインに則り、5年間とする。

### (2) 事後評価に向けた費用、効果（便益）及び間接的な影響の測定指標等個別審査規定の適正性等について判断。